

日程第5 請願第8号 請願書の要件である請願者の押印規定を「署名または記名押印」に改めることを求める請願について

○議長（石橋英和君）日程第5 請願第8号 請願書の要件である請願者の押印規定を「署名または記名押印」に改めることを求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 6番 辻本君。

〔6番（辻本 勉君）登壇〕

○6番（辻本 勉君）それでは、委員長報告を行います。

去る6月20日の本会議において、本委員会に付託された請願第8号 請願書の要件である請願者の押印規定を「署名または記名押印」に改めることを求める請願について を審査するため、6月21日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

請願第8号の趣旨は、現在、本市議会に対する請願については、会議規則において請願者の押印が必要となっているため、事実上、街頭署名を求めることができない状態となっている。憲法第16条で保障する請願権の行使を阻害しないためにも、請願書の要件である請願者の押印規定を「署名または記名押印」に改めることを求めるものである。

委員から、請願者の押印を要件とする法的根拠について ただしがあり、地方議会に対する請願については、請願法の適用はなく地方自治法が法的根拠となる。また、請願を含む議会に関する各手続き規定は、地方自治法

の定めに基づき議会の議決によって制定される会議規則で定めており、現在、本市議会会議規則により請願者の押印は必要となっている との答弁がありました。

官公署に対するものなど請願法の適用となる請願において押印は要件となっているかとのただしがあり、請願法の場合、請願者の氏名・住所の記載は必要であるが、押印は要件となっていない との答弁がありました。

押印要件を緩和すれば請願しやすくなる利点はあるが、重要な権利の行使である請願において請願者の意思をより確実に確認できるものとするため押印を必要としてきたと考える との意見がありました。

討論に入り、賛成の立場から、本請願の趣旨は、市民の声を市政・議会に反映させる機会をより多くつくるという請願本来の趣旨に合致している。押印がないために無効となるのは極めて理不尽である。さらに、署名、記名を同列に扱っている現在の規定は一般常識ともかけ離れており、合理性についても大いに疑問がある。以上の観点から、請願者の押印規定を「署名または記名押印」に改正を求める本請願を採択することに賛成する との討論がありました。

以上であります。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

1 番 松浦君。

〔1 番（松浦健次君）登壇〕

○1 番（松浦健次君）私は、本請願に賛成の立場から討論いたします。

憲法第16条は請願権を保障しているが、その趣旨は次のとおりであります。すなわち、日本国憲法は議会制民主政治を国家統治の基本原理とするが、万能ではありません。その欠点を補い、議会制民主主義ではすくい切れない部分をすくい上げて、政治に反映させることが国民の幸せにつながると考えたからであります。そうだとすれば、請願の趣旨に賛同して署名した者の請願を有効として扱い、広く請願権を保障することが、右制度の目的にかなうものであります。この点で、請願の要件として署名その他に押印をも求める現行の市議会規則は、右請願権の行使を不当に抑圧、制限するものであり、妥当でないと考えます。

次に、現行の市議会規則によれば、請願の要件として署名プラス押印、または記名プラス押印が必要となります。言いかえれば、本人が自分で手書きした名前、すなわち署名と、ゴム印や印刷により記載された名前、すなわち記名とを同列ないし同価値に扱うということであります。しかしながら、これは署名の信用力と単なる記名の信用力には天地の差があるという、我が国の取引上及び社会通念上の実態に反する極めて不合理な考え方であると言わざるを得ません。

以上の理由から、私は請願の要件である請願者の押印規定を「署名または記名押印」に改めることを求める請願に賛成いたします。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、こ

れをもって討論を終結いたします。

これより、請願第8号 請願書の要件である請願者の押印規定を「署名または記名押印」に改めることを求める請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択されました。